

○春日市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱

(平成 28 年 3 月 31 日告示第 76 号)

改正 平成 28 年 7 月 7 日告示第 145 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)第 1 条の高等学校卒業程度認定試験(以下「高卒認定試験」という。)の合格を目指すひとり親家庭の親(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)第 6 条第 1 項の配偶者のない女子又は同条第 2 項の配偶者のない男子であつて、現に 20 歳未満の児童を扶養しているものをいう。以下同じ。)及びひとり親家庭の児童(ひとり親家庭の親に扶養されている 20 歳未満の児童をいう。以下同じ。)が対策のための講座を受講する場合に、その負担の軽減を図るための給付金を支給することにより、ひとり親家庭の親の学び直しを支援し、もってその自立を促進することを目的とする。

(支給対象者)

第 2 条 この要綱による給付金(以下「給付金」という。)の支給の対象者(以下「支給対象者」という。)は、市内に住所を有するひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童のうち、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている、若しくはそれと同等の所得水準にあるひとり親家庭の親又はこれらに該当する者に係るひとり親家庭の児童
- (2) 就学経験、就業経験、技能、資格の取得状況及び労働市場の状況から判断して、高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付金の支給の対象としない。

- (1) 高等学校の卒業生、大学入学資格検定の合格者、高卒認定試験の合格者その他の既に大学入学資格を取得している者
- (2) 過去に給付金の支給を受けた者(次条第 2 号に規定する場合において、同号の合格時給付金の支給を受ける場合を除く。)

(給付金の種類)

第 3 条 給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 受講修了時給付金(支給対象者が給付金の支給の対象となる講座(以下「対象講座」という。)の受講を修了した際に支給するものをいう。)
- (2) 合格時給付金(受講修了時給付金を受けた者が受講修了日から起算して 2 年以内に高卒認定試験の全科目に合格した場合に支給するものをいう。)

(対象講座)

第 4 条 対象講座は、高卒認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む。)であつて、市長が適当と認めて指定したものとする。ただし、高卒認定試験の試験科目の免除を

受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座であつて、高等学校等就学支援金制度の支給対象となるものは、対象としない。

(支給額)

第5条 受講修了時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の20パーセントに相当する額とする。ただし、当該額が10万円を超える場合の受講修了時給付金の支給額は10万円とし、当該額が4,000円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとする。

2 合格時給付金の支給額は、支給対象者が対象講座の受講のために支払った費用の40パーセントに相当する額とする。ただし、当該額と当該支給対象者が支給を受けた受講修了時給付金の額の合計額が15万円を超える場合の支給額は、15万円から当該受講修了時給付金の額を差し引いた額とする。

(対象講座の指定申請)

第6条 給付金の支給を受けようとする支給対象者は、受講しようとする講座について、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定申請書(様式第1号)により市長に申請し、あらかじめ対象講座の指定を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる書類にあつては、市長は、当該書類の添付を省略させることができる。

(1) 前項の規定による申請(以下この条及び次条において「申請」という。)に係るひとり親家庭の親及びその児童の戸籍の謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

(2) 児童扶養手当証書の写し(申請に係るひとり親家庭の親が児童扶養手当を受給している場合に限る。)又は当該ひとり親家庭の親の前年(1月から7月までの間に申請する場合は、前々年)の所得の額並びに扶養親族等の有無及び数並びに所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の証明書(所得税法に規定する控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明を含む。以下「所得に関する証明書」という。)

(3) 受講しようとする講座の内容を確認することができる書類

(対象講座の指定)

第7条 市長は、申請を受けたときは、当該申請に係る書類を審査の上、対象講座の指定の可否を決定するものとする。

2 前項の場合において、対象講座を指定することを決定したときはひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業受講対象講座指定通知書(様式第2号。以下「受講対

象講座指定通知書」という。)により、対象講座を指定しないことを決定したときは書面により、申請をした者に通知するものとする。

(受講修了時給付金の支給申請)

第8条 受講修了時給付金の支給を受けようとする者は、対象講座を修了した後に、市長に対し、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書(様式第3号。以下「支給申請書」という。)により申請しなければならない。

2 前項の規定による申請(以下この条において「支給申請」という。)は、対象講座の受講を修了した日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。

3 支給申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる書類にあつては、市長は、当該書類の添付を省略させることができる。

(1) 支給申請に係るひとり親家庭の親及びその児童の戸籍の謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

(2) 児童扶養手当証書の写し(支給申請に係るひとり親家庭の親が児童扶養手当を受給している場合に限る。)又は当該ひとり親家庭の親の前年(1月から7月までの間に申請する場合は、前々年)の所得に関する証明書

(3) 受講対象講座指定通知書

(4) 受講施設の長がその施設の修了認定基準に基づいて支給申請をした者の受講の修了を認定する受講修了証明書

(5) 支給申請をした者が支払った経費について受講施設の長が発行した領収書
(合格時給付金の支給申請)

第9条 合格時給付金の支給を受けようとする者は、文部科学省から高卒認定試験の合格証書(以下「合格証書」という。)が送付された後に、市長に対して、支給申請書により申請しなければならない。

2 前項の規定による申請(以下この条において「支給申請」という。)は、合格証書に記載されている日から起算して40日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があると市長が認める場合は、この限りでない。

3 支給申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、公簿等によって確認することができる書類にあつては、市長は、当該書類の添付を省略させることができる。

(1) 支給申請に係るひとり親家庭の親及びその児童の戸籍の謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し

(2) 児童扶養手当証書の写し(支給申請に係るひとり親家庭の親が児童扶養手当を受給している場合に限る。)又は当該ひとり親家庭の親の前年(1月から7月までの間に申請する場合は、前々年)の所得に関する証明書

- (3) 受講対象講座指定通知書
- (4) 文部科学省が発行する合格証書の写し
(支給決定等)

第10条 市長は、第8条第1項及び前条第1項の規定による申請を受けた場合は、当該申請に係る書類を審査の上、速やかに給付金の支給の可否を決定し、その結果(支給することを決定した場合は、支給額を含む。)を書面により当該申請をした者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者があるときは、当該給付金の支給額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年7月7日告示第145号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の春日市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱の規定は、平成28年4月1日から適用する。